

## 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○電波法関係審査基準 (平成 13 年総務省訓令第 67 号)

改 正 案	現 行
<p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第 3 条 法第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受領したときは、法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第 9 条又は放送局根本基準第 10 条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前 3 箇月以上 6 箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表 2 の区分に適合するものであること。ただし、放送局にあつては、別表 2 に定めるもののほか、無線局の目的は、免許規則別表第 2 号第 1 注 20 の区分によることとし、放送業務を行うために開設するものであること。また、認定特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が<u>電気通信業務用又は移動受信地上放送用</u>であり、免許の主体が当該認定計画に係る認定開設者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、認定特定基地</p>	<p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第 3 条 (同左)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表 2 の区分に適合するものであること。ただし、放送局にあつては、別表 2 に定めるもののほか、無線局の目的は、免許規則別表第 2 号第 1 注 20 の区分によることとし、放送業務を行うために開設するものであること。また、認定特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用であり、免許の主体が当該認定計画に係る認定開設者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、認定特定基地局に</p>

局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該認定計画に照らし適正なものであること。

別表1（第3条関係）

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途等の一覧表

無線局の目的	用途等
(略)	(略)
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）(略)	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
<u>マルチメディア放送</u>	<u>マルチメディア放送</u>
(略)	(略)

2 無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表（以下「地域周波数利用計画策定基準一覧表」という。） (略)

別表2（第3条関係）

無線局の目的	通信事項（注1）	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)
標準テレビジョン放送	(略)	放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としてテレビジョン放送（多重放送に係るものを含む。）に係る放送局を開設するものであること。
(略)		
データ放送（デジタル放送・受託国内放送）		
<u>マルチメディア放送</u>		<u>放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としてマルチメディア放送に係る放送局を開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)

注1～10 (略)

別表3（第8章関係） (略)

あつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項が当該認定計画に照らし適正なものであること。

別表1（第3条関係）

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途等の一覧表

無線局の目的	用途等
(略)	(略)
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）(略)	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
(略)	(略)

2 無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表（以下「地域周波数利用計画策定基準一覧表」という。） (略)

別表2（第3条関係）

無線局の目的	通信事項（注1）	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)
標準テレビジョン放送	(略)	放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としてテレビジョン放送（多重放送に係るものを含む。）に係る放送局を開設するものであること。
(略)		
データ放送（デジタル放送・受託国内放送）		
(略)	(略)	(略)

注1～10 (略)

別表3（第8章関係） (略)

別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

第1 固定局（略）

第2 放送局

1 ～ 4（略）

5 マルチメディア放送局

マルチメディア放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1) 放送区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻射電力からみて適正に記載されているものであること。

(2) 送信方式は、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成15年総務省令第26号）に適合するものであること。

(3) 送信する電波の偏波面は、他の無線局等への混信が排除されるよう選定されているものであること。

(4) 空中線電力の審査は、(1)及び(2)に掲げる基準に準じて行う。この場合において、実効輻射電力の値は、次により整理すること。

空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3けたまで計算し、3けた目を四捨五入して2けたで表示すること。ただし、1けた目の数字が1の場合において、3けた目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

(5) 周波数帯域が隣接する自営通信システム及び航空無線システムの無線局へ干渉の影響を与えないように設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置が講じられているものであること。

(6) 特定基地局にあつては、次のとおりであること。

ア 電波の能率的な利用を確保するため、認定計画に記載されている技術等を採用していること。

イ アのほか、207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成22年総務省告示第173号）に照らして適切なものであること。

6 その他の放送局（略）

第3 ～ 第25（略）

別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

第1 固定局（略）

第2 放送局

1 ～ 4（略）

5 その他の放送局（略）

第3 ～ 第25（略）